

生成 AI の使用に関するガイドライン

投稿原稿や発表スライド作成時には、以下の点を遵守すること

1. 生成 AI の著者資格(オーサーシップ)

生成 AI そのものは、著者として原稿への説明責任を果たすことができないため、生成 AI を著者又は共著者として記載することはできない。

2. 生成 AI の利用開示

投稿原稿について、生成 AI を何らかの補助として使用した場合には、原稿内に以下の点の開示をしなければならない。

- 1) 使用した生成 AI の名称・バージョン・製造元
- 2) 具体的な使用方法
- 3) 使用したプロンプト
- 4) 論文・記事内のどの部分に使用したか

3. 生成 AI 利用に際しての注意点

- 1) 生成 AI を使用して作成した情報が科学的に最新かつ正確であること
- 2) 先行研究への正しい参照・原典表示が行われていること
- 3) 著作権をはじめとした他者の権利が侵害されていないこと
- 4) 個人情報の漏洩などを含む研究等の倫理への抵触が生じていないこと
- 5) 使用した生成 AI の利用規約を遵守していること

(2026 年 5 月 26 日作成)

【参考】

- ・札幌国際大学 生成 AI 使用に関するガイドライン
- ・東北国際大学 生成 AI を利用する際の出典記載方法ガイドライン 第 1 版 (2025 年 7 月公開)
- ・吉村富美子:APA と MLA に則った生成 AI からの引用の仕方——2025 年 12 月現在の情報——、東北学院大学学術振興会、公開日: 2026-01-28、メタデータ URL <https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000728>
- ・医学書院:執筆・投稿 雑誌論文・記事作成時の生成 AI 使用に関するお願い (Ver.2 2026/2/27 改定) (Ver.1 2024/2/15 作成)